

# 北区児童相談所等複合施設基本構想 概要版



北区では、児童相談所、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等を複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として、施設を整備することとしました。妊娠期から子どもの自立まで、切れ目のないきめ細やかな支援を充実させ、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものとしていきます。

## 背景

全国的に児童虐待受理件数は増加の一途をたどっています。痛ましい事件が繰り返されないよう、北区は、児童相談所と子育てや教育に関する相談機能を複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備します。

国は、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の制定や児童福祉法の改正による児童虐待対策の強化を行ってきました。平成30年には、虐待死事件を受けて緊急総合対策を掲げ、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の強化に向けて取り組むこととなりました。

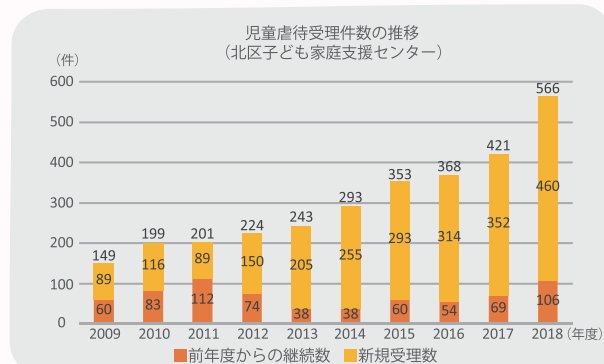
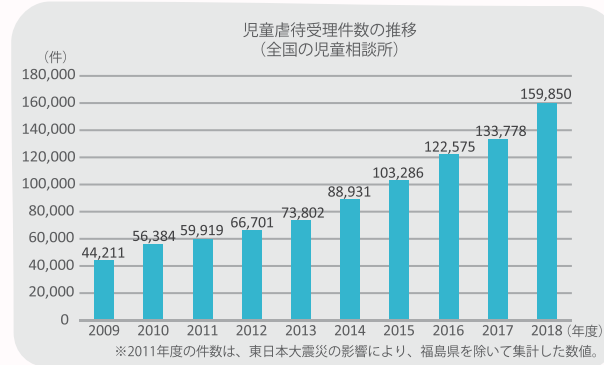
東京都における児童相談は、区市町村の子ども家庭支援センターを一義的な窓口として対応し、専門性の高い対応が必要な案件については、都の児童相談所が対応してきました。しかし、子供を取り巻く環境の変化や児童虐待受理件数の増加を背景に、子どもに対する支援の役割・責務の強化が基礎的自治体である区に求められるようになりました。

平成28年、児童福祉法が改正され、児童が権利の主体であることが明確化されるとともに、特別区にも児童相談所を設置することが可能になりました。

北区では、児童相談所の設置に向けた検討を行い、児童相談所と一時保護所を整備することになりました。併せて、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センターと複合化することで、子どもに関する総合的な相談拠点として整備することとしました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、17のゴール・169のターゲットで構成される国際目標です。ゴール16「平和と公正をすべての人に」の下にあるターゲット16.2は、「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」とされています。

国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは異なるものの、その目指すべき方向性は同様であることから、児童相談所等複合施設の整備により、SDGsの目標達成に資すると考えます。



## 方向性

施設整備の方向性として、以下を4つの柱とします。様々な課題を抱える子どもやその保護者に対し、総合的な支援を行います。

### 児童虐待への適切な対応

住民にとって最も身近な行政である区が児童相談所を設置することにより、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応とその後の家庭復帰への支援や地域における見守りまで、切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

### 児童虐待の未然防止

子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭の身近な相談窓口として、妊娠・出産期から切れ目のない支援をします。親子がのびのびと過ごす居場所づくりを行い、相互交流や子育ての悩みを相談できる環境を整備することで、虐待の未然防止を図ります。

### 発達に課題のある児童への対応

近年、広く知られるようになった発達障害について、障害の可能性のある子どもへの早期療育のニーズが高まっています。一人ひとりの障害の状態に応じ、通園での療育を実施するほか、子どもの発達に関する専門相談室を設置し、支援体制を強化します。

### 就学や教育相談及び適応指導教室

教育に係る総合相談窓口として、心身に障害のある児童・生徒の学びの場の相談を受ける就学相談や、いじめや不登校などの課題、家庭環境での課題に対する教育相談を担います。様々な理由で登校できない児童・生徒を支援する適応指導教室も併設します。

## 方針

「北区教育・子ども大綱」「北区子ども・子育て支援計画2020」「旧赤羽台東小学校跡地利活用計画」を踏まえて基本構想を策定し、施設整備を進めていきます。

北区教育・子ども大綱  
基本方針

### 教育分野

- 『まなび』 個の成長
- 『ささえ』 協働と貢献
- 『つなぐ』 継承と循環

### 子育て分野

- “子育て”への支援
- “すべて”の子育て家庭への支援
- “まちぐるみ”での子育て支援

北区子ども・子育て支援計画  
2020

### 基本理念

- 子どもの笑顔 輝く北区
- 家族や地域の元気が  
満ちるまち

### 基本的な視点

- 子どもの人権を尊重し  
「子どもの最善の利益」  
の実現をめざす

旧赤羽台東小学校跡地  
利活用計画

### コンセプト

- 人が集い、人を育み、  
未来への希望を紡ぐまち



## 複合化する主な機能（施設）

### 虐待相談・一時保護 （児童相談所・一時保護所）

虐待や養育困難等に関する養護相談、知的・身体障害相談、非行相談、育成相談、里親に関する相談など、各種相談に応じます。専門職員による継続的な援助や一時保護、里親や施設入所の支援など、様々な援助も行います。

### 就学相談・教育相談・適応指導教室 （教育総合相談センター）

教育総合相談センターは、教育の総合相談窓口として、子どもや保護者などが抱える様々な教育に関する悩みなどについての教育的・心理的な相談支援を行う機関です。適応指導教室を併設し、様々な要因で学校に登校できない児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、社会的自立に向けた支援や、学校復帰への支援等を行います。

### 子育て相談・子育てひろば （子ども家庭支援センター）

子どもと家庭を総合的に支援していくための中核機関として、地域ネットワークを構築し、有効に機能するよう関係機関の調整役を担います。今後、子ども家庭支援センターを、総合支援拠点に移行することで機能を強化します。

### 発達相談・発達支援 （児童発達支援センター（さくらんぼ園））

さくらんぼ園は、就学前の子どもを対象に、子どもの発達に関する相談と発達を促すための療育等の支援を行っています。今後、さくらんぼ園及び発達相談室を児童発達支援センターに移行することで、地域の中核的な支援施設として、発達に課題のある児童への支援体制を強化します。

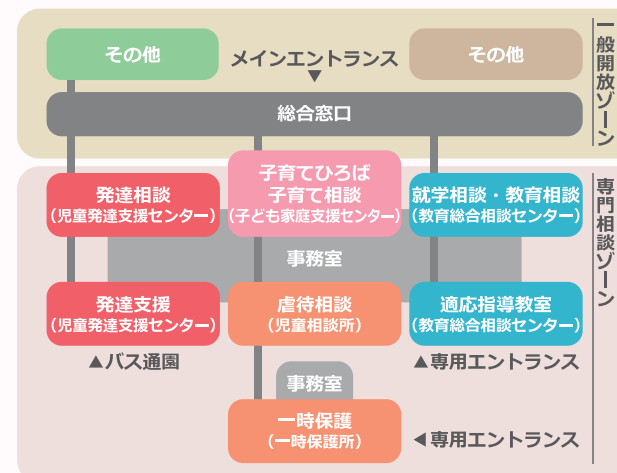
### その他

周辺の東洋大学のキャンパス整備やUR都市機構の新たな事業計画との調和を図りながら、旧赤羽台東小学校跡地利活用計画の基本的方向を踏まえた、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間等についても検討をしていきます。

### 施設整備にあたっての配慮

- すべての人が集える一般開放ゾーンと、専門的支援を行う専門相談ゾーンの区分
- セキュリティやプライバシーに配慮した動線計画
- 明るく温かみのある快適な空間づくり
- 安心・安全な施設としての防犯・防災機能の確保
- 将来の法改正や社会状況の変化に柔軟に対応できる間取りや諸室配置
- 地球環境に配慮した省エネ性能の優れた施設
- 地域・周辺環境との調和

### 機能（施設）の配置イメージ



## 場所

整備予定地  
北区赤羽台 1-1-13  
（旧赤羽台東小学校跡地）

旧赤羽台東小学校跡地の一部、約 5,000 m<sup>2</sup>を整備予定地とします。赤羽駅から近距離に子ども・教育に関する総合的な相談拠点を整備することで、効率性や利便性の向上を図るとともに、地域に開かれた施設として整備します。また、周辺環境との調和を図り、住みよいまちづくりに貢献します。



## 課題

複合施設の中心的な機能となる児童相談所に関する課題について、特別区の関係課長会における検討や東京都との協議、先行区の開設準備状況等を踏まえ、現時点での状況を整理し、開設に向けた準備を進めていきます。

- 子ども家庭支援センターとの関係
- 人材確保・育成
- 一時保護所
- 社会的養護
- 財源措置
- 広域連携
- 児童相談所設置市（区）事務

## スケジュール

複合施設は令和7年度の開設予定、児童相談所及び一時保護所は令和8年度の開設を目指し、計画を進めます。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設整備		基本計画	基本設計 実施設計	建設工事			●複合施設開設 (予定)
既存校舎の 解体工事	調査	解体設計 解体工事					
児童相談行政の 体制・組織	児童発達 支援センター					検討	
人材の 確保・育成						採用・派遣・研修等、 ケース引継	●児童相談所 及び 一時保護所 開設（予定）
児童相談所 設置市の事務			課題検討			組織・人員の検討、 事務引継	

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。